

いわて三陸観光応援バス運行助成事業（定期観光バス等）実施要項

（目的）

第1条 この要項は、東日本大震災津波による被害を受けた本県沿岸地域（宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村及び九戸郡洋野町で構成する地域をいい、以下「沿岸地域」という。）への観光誘客を促進し周遊ルートの拡大を図るため、定期観光バスの運行又は継続的な募集型企画旅行に係るバス運行（以下「定期観光バス等の運行」という。）を実施する交通事業者に対し、いわて観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）が予算の範囲内で助成金を交付するバス運行助成事業について、必要な事項を定める。

（助成金の交付対象者）

第2条 本助成金の交付対象者は、旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）及び同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定に基づく登録を受け、協議会の会員又は会員の構成団体となっている交通事業者とする。

（助成金の交付要件）

第3条 助成金は、第7条の規定に基づき助成金交付内定通知を受け、第6条に規定する申請書の内容に従って、実際に運行した実績に応じて交付する。ただし、募集型企画旅行にかかるバス運行においては、専ら修学旅行や各種大会等のために運行した場合は除く。

（助成の対象）

第4条 本事業の助成の対象は、交付対象者が助成対象期間中において、沿岸地域の観光地、観光施設、文化、アート、食などを巡る定期観光バス等の運行事業とする。

2 助成対象期間は、助成金の交付を受けようとする年度（以下「当該年度」という。）の4月1日から9月30日まで（以下「上期」という。）及び10月1日から3月31日まで（以下「下期」という。）とし、助成対象日は助成対象期間内の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等とし、助成対象日の運行日のうち、乗車日数が20人以下となった日数を助成対象日数とする。

3 一つのコースの平均乗車人数が20人以上となった場合、当該コースへの助成は行わない。なお、平均乗車人数の算定方法は次のとおりとする。

	算定方法
平均乗車人数	$\text{平均乗車人数} = \frac{\text{①}}{\text{②}}$ <p>① 助成対象期間内に乗車した人数 ② 助成対象期間内に運行した日数</p> <p>※ 助成対象期間内は上期と下期でそれぞれ算定する。 なお、平均乗車人数の算定に当たっては、助成対象外となる運行日の乗車人数及び運行日数を含む。</p>

4 一回のバス運行につき乗客が10人以下の場合は、ジャンボタクシー又はタクシーでの運行も可とする。

（助成金の交付額等）

第5条 助成金の交付額及びその上限額は、次のとおりとする。

運行助成額	
交付額	交付額の算定方法は以下のとおりとする。 $\text{交付額} = \text{加算額} \times \text{助成対象日数}$ 加算額 13,000円
上限額	1コース当たり 上期 520,000円 下期 520,000円

(助成金交付申請書の提出)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成申請事業者」という。）は、いわて三陸観光応援バス運行助成事業（定期観光バス等）助成金交付申請書（別記様式第1）に次に掲げる書類を添えて本協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 旅行行程表
- (2) その他会長が必要と定める書類

(助成金交付内定通知)

第7条 会長は、前条の申請書を審査のうえ、適当と認めたときは、いわて三陸観光応援バス運行助成事業（定期観光バス等）助成金交付内定通知書（別記様式第2）により、助成金交付予定額を助成申請事業者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 申請者は、運行計画内容を変更、中止及び取り下げる場合（以下「申請内容の変更等」という。）は、速やかにいわて三陸観光応援バス運行助成事業（定期観光バス等）変更（中止・取下げ）承認申請書（別記様式第3）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(実績報告書及び請求書の提出)

第9条 助成申請事業者は、バス運行完了後速やかに、いわて三陸観光応援バス運行助成事業（定期観光バス等）実績報告書（別記様式第4）及びいわて三陸観光応援バス運行助成事業（定期観光バス等）請求書（別記様式第5）に次に掲げる書類を添えて会長あて提出しなければならない。

- (1) 運行行程表
- (2) 募集に要したパンフレット等又はホームページの写し
- (3) 運行実績内訳書（別記様式第4関係）
- (4) その他会長が必要と定める書類

(助成金の交付)

第10条 助成金は、上期及び下期に分割して交付するものとする。

2 会長は、前条の実績報告書及び請求書を審査のうえ適当と認めたときは、助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付する。

(助成金の経理等)

第11条 助成申請事業者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を5年間保存しなければならない。

(助成の取消等)

第12条 会長は助成金の交付決定後に助成金を受けた助成申請事業者が、この要項に違反したとき又は交付申請書及び実績報告書等の書類に虚偽の記載を行い不正に助成金の交付を受けたことが判明したときは、内定した助成金の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、協議会事務局長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年3月24日から施行する。